環 政 第 795 号 令和6年1月 26 日

名護市長 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



令和4年度名護市新設廃棄物処理施設整備事業に係る事後調査報告書について

令和5年11月1日付け名環対第583号で送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第39条第1項の規定により、別添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

令和4年度名護市新設廃棄物処理施設整備事業に係る事後調査報告書に対する 環境保全措置要求

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号。以下「同条例」という。)は、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、事業者自らが、事業の実施前に環境影響評価を行い、及びその事業の実施以後において事後調査を行い、その結果を環境保全措置をはじめとする事業の内容に反映することで、環境保全について適正な配慮がなされることを確保するものである。

同条例において、事業者は、環境影響評価書(以下「評価書」という。)に記載されている ところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するとともに、 対象事業に係る事後調査を実施しなければならないと規定している。

しかしながら、名護市新設廃棄物処理施設整備事業(以下「本事業」という。)については、 評価書において実施するとしていた一部の環境保全措置の内容が必要な検討を経ずに変更され、また、一部の事後調査が実施されていない。

ついては、環境影響評価制度の趣旨を十分に理解した上で、以下の対応を実施し、その結果を踏まえ、本事業の実施に伴う影響を可能な限り低減するための措置を講じること。

1 総論

(1) 環境の保全についての配慮について

評価書に記載された陸域動植物の移動や移植といった環境保全措置が、必要な検討を経ずに対象事業実施区域外への移動や仮置きに変更されている。今後の環境保全措置の実施に当たっては、同条例第33条に基づき、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして本事業を実施すること。

(2) 事後調査の実施について

評価書に記載された対象事業実施区域の近接地に生育する重要な植物に係る工事中の 事後調査や陸域動物の移動等実施場所における事後調査が実施されていない。今後の事 後調査の実施に当たっては、同条例第35条に基づき、評価書に記載されているところに より、本事業に係る事後調査を実施すること。

(3) 環境保全措置の検討結果の整理について

評価書に記載した環境保全措置を変更して実施した場合には、沖縄県環境影響評価技術指針第1章の第4の15の(2)アに基づき、同指針第1章の第4の8の(3)に掲げる事項について整理し、事後調査報告書に記載すること。

(4) 事後調査報告書の作成及び送付について

本報告書の調査期間は令和4年4月から令和5年3月となっているが、知事に送付されたのは、令和5年11月となっている。

事業者は、知事の環境保全措置要求を勘案し、その結果を遅滞なく事後調査や環境保全措置に反映することで、環境の保全について適正な配慮を行う必要があることから、事後調査報告書は調査終了後速やかに知事に送付すること。

2 各論(陸域植物について)

(1) 仮置きしている重要な植物について

直接改変域に生育する重要な植物については、評価書において、対象事業実施区域内の北西及び西側用地境界部の移植適地に工事前に移植するとしていたが、当該移植適地を資材置き場としたために移植が実施されず、令和3年12月以降は名護市環境センターに仮置きされている状態である。また、当該仮置きについては擁壁施工が完了するまでの約3年間実施するとしている。

当該仮置きについては、評価書に記載された環境保全措置ではなく、効果の不確実性の程度が大きな代償措置であると考えられることから、移植適地への早期の移植を検討するとともに、仮置きしている重要な植物については、適切に管理し、評価書に記載された「移植等実施場所における生育状況の確認」に準じた事後調査を検討し実施すること。

(2) 重要な植物の仮置き後の移植場所について

評価書で移植適地とした対象事業実施区域内の土地は、工事の実施に伴い開けた環境となっており、移植する植物に対する日照や風の吹きこみによる影響が懸念されることから、移植する植物の生育環境や土地の改変の有無等を踏まえ、移植適地を再度検討すること。また、検討の結果、評価書で移植適地とした対象事業実施区域内の土地に移植を行う場合には、日照や風の吹きこみによる影響を低減するための追加の措置を実施すること。

(3) 外来種対策について

- ア 令和5年12月7日に実施した沖縄県環境影響評価審査会の現地確認において、重要な植物の仮置き場所でツルヒヨドリの生育が確認されたことから、重要な植物の仮置き後の移植に当たっては、移植場所へのツルヒヨドリの侵入防止策を講じること。
- イ 生態系への影響が大きいことから重点的に駆除等を実施する必要がある外来種として指定されているヤエヤママドボタル、タイワンハブ、タイワンスジオ、グリーンアノール、ツルヒヨドリ等については、既に定着が確認されている地域から搬入される資材や植栽等に混入・付着しているおそれがあることから、資材等にこれらの種が混入していないかを十分に確認させ、確認された場合は外来生物法、沖縄県希少野生動植物保護条例等に基づく駆除など適切な防除対策を実施すること。